

必読

# 暮らしの法律ナビ

No.68

相続関係改正法の  
施行期日

相続関係の改正法の施行期日が定められた。その一部を紹介する。(一)本年1月13日～自筆証書遺言の方式↓パソコン等で作成した財産目録を添付し自筆証書遺言を作成できる。(二)本年7月1日～

①遺産分割に関する見直し↓婚姻期間20年以上夫婦間で贈与等をした自宅を遺産の先渡しとせず遺産分割対象としない。遺産分割前に相続預貯金の一部払戻しを認める。

は一定の要件で相続人に対し金銭の支払いを請求できる。(三)来年4月1日～配偶者居住権の保護↓故人の居住建物に引き続き無償で居住できる権利を創設する。(四)来年7月10日～自筆証書遺言の保管制度↓法務局で自筆証書遺言を保管する。他にも多々ありますので専門家に相談下さい。

②遺留分制度の見直し↓遺留分侵害額を金銭で精算する。③相続人以外の親族の貢献を考慮する方策↓故人に対して無償で療養看護等を行った場合

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>